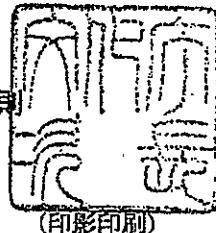


31文庁第159号
平成31年4月22日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿
大学共同利用機関の長 殿

文化庁次長
村田善則



文化財の防火対策等について（通知）

4月15日にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生しました。この火災に関連して、17日に文化庁長官より「国宝・重要文化財の防火対策等について」（別添1）を発表し、全国の国宝・重要文化財の防火対策等について徹底をお願いしたところです。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、これまでにも文化財の防火対策等について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、文化財部局と消防部局等が連携を図りながら、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

こうしたことから、このたび文化庁は、国宝・重要文化財の管理状況等の現状を改めて把握し、関係者の皆様に確認・点検していただくための緊急状況調査等を実施させていただくこととしました。この緊急状況調査等については、別添2に基づき御回答いただきますようお願いします。

関係各位におかれましては、これまで以上に防火対策等に一層の推進が図られますよう重ねてお願い申し上げます。大型連休を控え観光客等が多く訪問されることが見込まれる国宝・重要文化財建造物や博物館等の関係者は、特に、御留意願います。

なお、消防庁より別添3のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き地元消防関係者との連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いします。

記

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないよう管理を徹底すること。
- 3 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 4 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、建造物の周辺における火気管理を徹底すること。
- 5 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。

国宝・重要文化財の防火対策等について

今般、フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、世界的に貴重な文化遺産が焼損しました。このことについて、大変残念に思うとともに、フランス政府と国民の皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。

文化財は、火災等により滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産です。

また、我が国においても、昭和24年1月に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂で火災が発生し、貴重な壁画が焼損したことから、火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、これを契機として翌昭和25年に文化財保護法が制定されたことを忘れてはいけません。

これまでも、関係各位におかれましては、文化財の防火対策等について各種取組の実施にご尽力いただき、文化財の適切な管理を図るため、格段のご努力をいただいてきたところですが、改めてこれまで以上の防火対策等の徹底をお願いします。

文化庁としては、これに関連して、できるだけ速やかに、重要文化財建造物や重要文化財を保管する博物館等の防火対策等について、緊急に調査を依頼させていただきたいと思います。また、改めて、防火対策の徹底等に当たっての留意事項等もお伝えしたいと思います。

文化庁としましては、我が国の貴重な文化財の保護に万全を期してまいりますので、ご協力方よろしくお願いします。

平成31年4月17日

文化庁長官

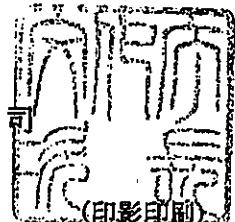
宮 四 壱 年



元文庁第793号
令和元年9月2日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長
中岡



世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等について（依頼）

「国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果について」（令和元年8月8日元文庁第699号文化庁次長通知）により、国宝・重要文化財の防火設備等の現状についてお伝えしたところですが、本調査結果では、自動火災報知設備や消火設備等についての老朽化・不具合の懸念等が確認されました。このため、文化庁では、本調査により明らかとなつた課題を解消できるよう、実地調査等を通じて更に精査を加え、必要な整備等を把握することとしております。

また、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携の下、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」（別添1）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（別添2）を作成しました。

については、貴職において、域内の市区町村、市区町村教育委員会、国宝・重要文化財（建造物）の所有者及び管理団体並びに国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等に対してガイドラインを周知し、活用を促していただくとともに、別添3及び別添4に従い、実地調査等により世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握を進め、その結果の回収等に御協力いただきますようお願ひいたします。

なお、消防庁より別添5のとおり、国土交通省より別添6のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き関係部局との連携を図りながら、国宝・重要文化財の防火対策等の一層の推進を図られますようお願ひいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。



事務連絡
令和元年10月31日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿

文化庁次長
中岡司

文化財の防火管理等の点検・確認について

本日未明、沖縄県那覇市中心部の首里城跡において火災が発生しました。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することができないかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

本年4月15日のフランスのノートルダム大聖堂の火災をうけて、文化庁長官より、「国宝・重要文化財の防火対策等について」(平成31年4月17日付)を発表し、全国の国宝・重要文化財の所有者等に対して防火対策の徹底をお願いしたところですが、改めて文化財の防火管理等の点検・確認を至急よろしくお願いします。

また、史跡等に設置されている復元施設等の防火管理等の点検・確認についても併せてよろしくお願ひします。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、文化財部局と消防部局とが連携をはかりながら、文化財の防火等に関し、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

記

- 1 文化財の所有者、管理者に対し、火気管理を徹底すること。
- 2 修理現場等においては、防火管理を徹底すること。
- 3 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、改めて防火設備の点検や初期対応の体制を確認すること。
- 4 関係機関と連携を密にし、防火体制の確認を取ること。

